

映像信号のうちP E Sパケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうちP E Sパケットによるものの圧縮手順及び送出手順の一部を改正する告示案新旧対照表

○ 映像信号のうちP E Sパケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうちP E Sパケットによるものの圧縮手順及び送出手順を定める件（平成二十三年総務省告示第三百号）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>1 映像信号のうちP E Sパケット又は同期パケットによるものの圧縮手順及び送出手順</p> <p>一 <u>標準デジタルテレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（以下「デジタル放送の標準方式」という。）</u> 第四条第一項に規定する映像信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第一号に示すとおりとする。</p> <p>二 前号の規定により符号化された映像信号の構成は、別表第二号に示すとおりとする。</p> <p>三 <u>デジタル放送の標準方式第二十四条の五第一項（第三十二条、第四十八条、第六十六条、第八十一条及び第八十四条において準用する場合を含む。）</u> に規定する映像信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第三号に示すとおりとする。</p> <p>2 音声信号のうちP E Sパケット又は同期パケットによるものの圧縮手順及び送出手順</p> <p>一 <u>デジタル放送の標準方式第五条第一項及び第四十四条</u> に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第四号に示すとおりとする。</p> <p>二 <u>デジタル放送の標準方式第七十二条</u> に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第五号に示すとおりとする。</p>	<p>1 映像信号のうちP E Sパケット又は同期パケットによるものの圧縮手順及び送出手順</p> <p>一 <u>動き補償予測符号化方式、離散コサイン変換方式及び可変長符号化方式を組み合わせたものによる映像信号の圧縮手順及び送出手順</u> については、別表第一号に示すとおりとする。</p> <p>二 前号の規定により符号化された映像信号の構成は、別表第二号に示すとおりとする。</p> <p>三 <u>画面内予測符号化方式、動き補償予測符号化方式、整数変換方式及びエントローピー符号化方式を組み合わせたものによる映像信号の圧縮手順及び送出手順</u> については、別表第三号に示すとおりとする。</p> <p>2 音声信号のうちP E Sパケット又は同期パケットによるものの圧縮手順及び送出手順</p> <p>一 <u>時間周波数変換符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式</u> を組み合わせたものによる音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第四号に示すとおりとする。</p> <p>二 <u>帯域分割符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式</u> を組み合わせたものによる音声信号の圧縮手順及び送出手順については、別表第五号に示すとおりとする。</p>
<p>別表第一号 <u>デジタル放送の標準方式第四条第一項に規定する映像信号の圧縮手順及び送出手順</u>          （略図）</p>	<p>別表第一号 <u>動き補償予測符号化方式、離散コサイン変換方式及び可変長符号化方式を組み合わせたものによる映像信号の圧縮手順及び送出手順</u>          （略図）</p>

注 1～6 (略)

別表第二号 符号化後の映像信号の構成  
(略図)

注 1～5 (略)

別表第三号 デジタル放送の標準方式第二十四条の五第一項(第三十二条、第四十八条、第六十六条、第八十一条及び第八十四条において準用する場合を含む。)に規定する映像信号の圧縮手順及び送出手順  
(略図)

注 1～6 (略)

別表第四号 デジタル放送の標準方式第五条第一項及び第四十四条に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順  
(略図)

注 1～3 (略)

注 4 符号化ビットストリームのチャンネルモードの最大値は、5チャンネル及び低域を強調する1チャンネルとする。ただし、デジタル放送の標準方式第5章第3節及び第6章第5節に規定するデジタル放送にあっては、その最大値を22チャンネル及び低域を強調する2チャンネルとする。

注 5 (略)

別記 ビットストリーム構成  
(略図)

注 1 A D T S 固定ヘッダは、同期及び ISO/IEC 13818—7 に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、デジタル放送の標準方式第4章に定める放送 (以下この別表において「移動受信地上基幹放送」という。) にあっては、同期並びに ISO/IEC 13818—7、ISO/IEC 23003—1、ISO/IEC 14496—3 : 2001/Amd

注 1～6 (略)

別表第二号 符号化後の映像信号の構成  
(略図)

注 1～5 (略)

別表第三号 画面内予測符号化方式、動き補償予測符号化方式、整数変換方式及びエントロピー符号化方式を組み合わせたものによる映像信号の圧縮手順及び送出手順  
(略図)

注 1～6 (略)

別表第四号 時間周波数変換符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものによる音声信号の圧縮手順及び送出手順  
(略図)

注 1～3 (略)

注 4 符号化ビットストリームのチャンネルモードの最大値は、5チャンネル及び低域を強調する1チャンネルとする。ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第87号)第5章第3節及び第6章第5節に規定するデジタル放送にあっては、その最大値を22チャンネル及び低域を強調する2チャンネルとする。

注 5 (略)

別記 ビットストリーム構成  
(略図)

注 1 A D T S 固定ヘッダは、同期及び ISO/IEC 13818—7 に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、マルチメディア放送のうち標準デジタル放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第4章に規定する放送 (以下この別表において「マルチメディア放送」という。) にあっては、同期並びに ISO/IEC

1 及び ISO/IEC 14496—3 : 2005/Amd 2 : 2006 に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

2 ADTS 可変ヘッダは、ISO/IEC 13818—7 に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあつては、ISO/IEC 13818—7、ISO/IEC 23003—1、ISO/IEC 14496—3 : 2001/Amd 1 及び ISO/IEC 14496—3 : 2005/Amd 2 : 2006 に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

3 (略)

4 データストリームは、ISO/IEC 13818—7 により符号化される音声データにより構成されるものとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあつては、ISO/IEC 13818—7、ISO/IEC 23003—1、ISO/IEC 14496—3 : 2001/Amd 1 及び ISO/IEC 14496—3 : 2005/Amd 2 : 2006 により符号化される音声データにより構成されるものとする。

5 (略)

6 シンタクティックエレメントは、ISO/IEC 13818—7 により符号化される音声データの各構成要素により構成されるものとし、ADTS 可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあつては、ISO/IEC 13818—7、ISO/IEC 23003—1、ISO/IEC 14496—3 : 2001/Amd 1 及び ISO/IEC 14496—3 : 2005/Amd 2 : 2006 により符号化される音声データの各構成要素により構成され、ADTS 可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。

13818—7、ISO/IEC 23003—1、ISO/IEC 14496—3 : 2001/Amd 1 及び ISO/IEC 14496—3 : 2005/Amd 2 : 2006 に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

2 ADTS 可変ヘッダは、ISO/IEC 13818—7 に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、マルチメディア放送にあつては、ISO/IEC 13818—7、ISO/IEC 23003—1、ISO/IEC 14496—3 : 2001/Amd 1 及び ISO/IEC 14496—3 : 2005/Amd 2 : 2006 に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

3 (略)

4 データストリームは、ISO/IEC 13818—7 により符号化される音声データにより構成されるものとする。ただし、マルチメディア放送にあつては、ISO/IEC 13818—7、ISO/IEC 23003—1、ISO/IEC 14496—3 : 2001/Amd 1 及び ISO/IEC 14496—3 : 2005/Amd 2 : 2006 により符号化される音声データにより構成されるものとする。

5 (略)

6 シンタクティックエレメントは、ISO/IEC 13818—7 により符号化される音声データの各構成要素により構成されるものとし、ADTS 可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。ただし、マルチメディア放送にあつては、ISO/IEC 13818—7、ISO/IEC 23003—1、ISO/IEC 14496—3 : 2001/Amd 1 及び ISO/IEC 14496—3 : 2005/Amd 2 : 2006 により符号化される音声データの各構成要素により構成され、ADTS 可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。

別表第五号 デジタル放送の標準方式第七十二条に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順  
(略図)  
注1～5 (略)  
別記第1・第2 (略)

別表第五号 帯域分割符号化方式及び聴覚心理重み付けビット割当方式を組み合わせたものによる音声信号の圧縮手順及び送出手順  
(略図)  
注1～5 (略)  
別記第1・第2 (略)